

公益財団法人 報農会育英規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は我が国の植物防疫の発展に寄与する専門家を育成する事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 本会の育英費の支給を受ける者は、大学及び大学院並びに農林関係試験研究機関に在籍する植物防疫関係者であって、学業、業績、人物ともに優秀かつ意欲のあるものとする。

(育英費の支給)

第3条 育英費の支給は一年ごとに更改支給することを原則とする。
支給は原則二年間を上限とする。

第2章 受給者の採用と育英費の支給

(受給者願書および受給者推薦書の提出)

第4条 受給希望者は、以下の書類を4月末日までに本会に提出するものとする。

- (1) 育英費受給願（継続の場合は継続願）
- (2) 推薦書（学部長等が作成）継続の場合は副申書（指導教員が作成）
- (3) 人物所見書（指導教員が作成、継続の場合は不要）
- (4) 成績書
- (5) 希望書並びに本人の写真（継続の場合は不要）

以上、記載例及び育英費受給申請要領参照のこと。

2 保証人は、本人が未成年の場合はその保護者とする。

(受給者の採用)

第5条 受給者は、別に定める選考委員会が選考し、理事会の承認を得て決定する。

2 理事長は、受給者の採用を決定したときは、その結果を在籍学部長または試験研究機関長を経由して本人に通知する。

(育英費の支給)

第6条 育英費は、半期ごとに支給することを常例とし、特別の事情があるときは、1年分を支給することができる。

2 育英費の支給は本人指定の銀行口座に振込むものとする。

(成績等の報告)

第7条 受給者は、年度末に試験研究概要を理事長あてに提出しなければならない。

(異動届出)

第8条 受給者は、次の各号の一に該当する場合は、保証人と連署のうえ、直ちに届出なければならない。

- (1) 休学・復学・転学・退学または休職・離職したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 保証人を変更したとき
- (4) 本人または保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

(育英費の休止・停止)

第9条 受給者が休学・休職し、又は長期に亘って欠席したときは育英費の支給を休止し精算する。

2 受給者の成績または素行などの状況により、受給者として不相当と認めたときは育英費の支給を停止・精算することがある。

(育英費の復活)

第10条 前条の規定により育英費の支給を休止または停止された者が、その事由が止み、在籍学部長または試験研究機関長を経て願い出たときは、育英費の支給を復活することがある。

(育英費支給の廃止)

第11条 受給者が次の各号の一に該当すると認められるときは、在籍学部長または試験研究機関長の意見を徴して育英費の支給を廃止する。

- (1) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業、業績または素行が不良となったとき
- (3) 育英費を必要としない理由が生じたとき
- (4) 前各号のほか、受給者として適当でない事実があったとき
- (5) 大学または職場で処分を受け籍を失ったとき
- (6) その他第2条に規定する受給者としての資格を失ったとき

(育英費の辞退)

第12条 受給者は、いつでも在籍学部長または試験研究機関長を経て育英費の辞退を申出ることができる。

(死亡の届出)

第13条 受給者が死亡したときは、相続人又は保証人は、死亡診断書を添えて在籍中の学部長または試験研究機関長を経てただちに死亡届を提出しなければならない。

第3章 補 則

(実施細目)

第14条 この規程の実施について必要な事項は、別にこれを定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

公益財団法人報農会育英規程実施細目

平成24年4月 制定

平成30年5月 改訂

第1条 公益財団法人報農会育英規程(以下「本規程」という。)第5条の規程に基づく受給者の選考は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する5名以内の選考委員により構成される選考委員会において行う。

第2条 選考委員会は、選考委員の過半数以上の出席により成立するものとする。

第3条 選考委員会は、受給希望者から提出された関係資料をもとに、「本規程」第2条にて定める受給の資格要件を総合的に検討・評価した上で、理事長から示された員数の範囲内で受給者を選考するものとする。

第4条 選考委員会は、前条の規程に基づき選考された受給者の氏名及び選考理由を理事長に報告するものとする。

第5条 理事長は、選考委員会からの報告に基づき、選考結果を理事会に報告し承認を得るものとする。

附則

この実施細目は平成24年4月1日から施行する。

育英費受給申請要領

受給申請の要領

報農会育英規程に基づきA4判用紙に横書きで、下記事項を参照の上適宜作成する。

1. 指導教員の人物所見書には、受給希望学生の家庭及び経済状況、今後の研究テーマと研究概要も記載する。
2. 本人の希望書の中には、次の事項を記載する。①研究テーマと内容（目的と背景、研究手法等）、研究への意欲②就職先分野、専門等の将来展望、③他の奨学金の受給状況（実績、予定、供与型か貸与型か）、④家庭の経済的事情及び受給希望の理由。
3. 写真は4cm×4cm半身像を希望書に添付する。
4. 指導教員及び本人の連絡先（Eメールアドレス、電話番号）を記載する。
5. 受給者の申請は、各大学とも1名に限定する。
6. 受給願並びに関係書類の提出期限は4月末日となっているが、なるべく進学確定後早々に提出する。
7. 受給者の決定は理事会で選考し、受給確定者には育英費を4月分から支給する。なお、合否の決定は6月中旬までに本人及び在籍学部長、指導教員宛に通知する。

育英費を受けられた方は下記事項を必ず履行されたい。

1. 育英規程第7条に基づき、3月15日までにA4判用紙1～2頁の研究成績概要を指導教員等の閲覧を受けて提出されたい。
また、当会のホームページ掲載用に要約版としてA4判用紙半頁の概要を提出されたい。
2. 引続き次年度も育英費の受給を希望される方は、指導教員等の副申書と本人の希望書を添え、なるべく早く育英費継続受給願を提出されたい。

(お願い)

1. 本会では、育英予算を補強して、より多くの学生に援助したいと考えているので、将来生活に余裕が出来た場合には、本会の趣旨に賛同され、「報農後援会」に入会していただければ幸いです。詳細は当会ホームページ「後援会」を参照のこと。
2. 就職が決定した方は、勤務先並びに現住所等を早急に報告して下さい。異動があった場合も同じです。

(記載例)

年 月 日

公益財団法人 報 農 会
理事長 殿

現住所(寄宿先)

本人氏名 ㊟

年 月 日生

保証人氏名 ㊟

現住所

続柄

年 月 日生

育 英 費 受 給 願

私儀、 年 月〇〇〇大学大学院 課程〇年に在籍致しております。つきましては貴会育英規程に従い育英費の給与を受けたく、別紙関係書類相添え保証人連署しお願い申し上げます。

(継続申請の場合の記載例)

年 月 日

公益財団法人 報 農 会
理事長 殿

現住所(寄宿先)

本人氏名 ㊟

年 月 日生

保証人氏名 ㊟

現住所

続柄

年 月 日生

育 英 費 受 給 願(継続)

私儀 △△年 △月○○○大学大学院 ○○課程○年に在籍致しております。

△△年度における貴会の奨学生に採択され現在に至っておりますが、□□ 年度(○○
課程 年)におきましても継続して育英費の給与を頂きたく、保証人連署しお願い申し上げます。

(記載例)

年 月 日

公益財団法人 報 農 会
理事長

殿

〇〇大学〇〇学部
学部長

㊟

推 薦 書

下記の者は本学大学院 課程に在学し、貴会育英規程第 2 条の適格者と認めましたので、別紙のとおり同規程所定の書類を添え、推薦致します。

記

1. 氏 名
2. 生年月日
3. 現 住 所

(継続申請の場合の記載例)

副 申 書

は〇〇大学大学院農学生命科学研究科 専攻博士課程に在学し、
現在私が担当する 研究室に在籍しております。 同君は、博士課程 年の
△△年度において貴会より育英費の給与を受けておりましたが、博士課程 年の□□年
度におきましても引き続き育英費の給与を賜りたく、ここに副申致します。

なお、同君は、現在 の研究を精力的に行っており、堅実に成果を挙げつ
つあります。 すなわち、貴会より育英費を受ける学生としてふさわしい活動を行っている
ことを申し添えます。

年 月 日

公益財団法人 報 農 会

理事長 殿

〇〇大学大学院農学生命科学研究科

教授

㊟